

陸容光等の口称に拠るに、光等は広東省^②廣州府の人に係る。男は二百三名、女は四十名、大嘆国人は三十名、通共するに二百七十三名なり。嘆船一隻に坐駕し、五月二十三日に於て広東省廣州府に在りて開船し、金山に到りて買売せんとす。料らざるも、駛して洋中に到るに忽ち暴風に遇い、漂いて貴島の洋面に到り、礁に衝りて破船す。幸いにも皇天^③の保佑を蒙り、光等二十二名、女人二名、嘆人六名、共計するに三十名は岸に上りて活命す、等の語あり。

当即に館に発りて安頓せしめ、食を給して養贍せり。併せて其の衣無きに因り、每人に棉布各一端を給す。又、流来せる華人三名の屍骸を將て棺を發りて埋葬せしむ。其の余の人民は沿海一帯を撈尋するも並えて踪跡無し。理として合に報明すべし」等の由ありて前來す。

査するに、該難人等は海島に漂到し、礁に衝りて破船す。情、殊に隣むべし。即ちに官に委して国に留まるの嘆夷、咆嘯吟に告諭せしむ。該吟云うに、今、亜美理堅^④の火輪船^⑤、到来するに逢えば、応に亜官に勧めて其れをして飛ぎて該島に赴きて該難人三十名を取りて回籍せしめ、必ずしも船を撥して護送せざるべし、等の語あり。

該火輪船は業に七月十六日に于て開洋して島に赴く。但だ該島は海を隔てること遙遠にして風汎は期を失う。其の取りて回るの処は、尚お未だ報じ来たらす。該島より報じ来たるを俟ちて再び

咨明を行うを除くの外、合に先に移知すべし。此れが為に貴司に移咨す。請煩わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豐三年（一八五三）八月十五日

注（一）活命 命拾いする。

（二）広東省廣州府 南海・番禺・東莞・從化・龍門・新寧・香山・新安などの県を領し、広東省の中心地として栄える。明清代を通じて東南アジア、西洋諸国との交易の拠点となった。

（三）皇天の保佑 皇天は天、上帝。保佑は守り助けること。

（四）亜美理堅 アメリカ。

（五）火輪船 蒸気船のこと。

2-194-11

琉球国中山王世子尚泰より、咸豐三年の接貢船の派遣に当たり、関係当局へ便宜供与要請のため、存留通事毛茂栄等に付した執照（咸豐三《一八五三》、八、十五）

琉球国中山王世子尚（泰）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、敝国は業に咸豐二年秋に於て耳目官の毛種美・正議大夫の蔡士俊等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に

入貢せしめ、業經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き叩き^{めかつ}て聖禱^{せいのだい}を祝らしめて案に在り。

茲に国に還るの期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事の鄭元広等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領せしめ、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書・欽賜の物件を迎え、併びに京より回るの使臣の毛種美・蔡士俊・鄭思恭^{うづげと}を接り、閩に在るの存留通事の陳元輔等と与に国に還らしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百三号半印勘合の執照一道を給発して存留通事の毛發榮^{まうはつちやう}等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は驗実して即便に放行し、留難して沮滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

在船都通事一員 鄭元広 人伴四名

在船使者二員 ⁽²⁾ 武世英 人伴八名
⁽³⁾ 李作信

存留通事一員 毛發榮 人伴六名

管船夥長・直庫二名 ⁽⁴⁾ 金世宝 ⁽⁵⁾ 金永保

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事毛發榮等に付す。此れに准ぜられよ

咸豐三年（一八五三）八月十五日

注（1）毛發榮 屋嘉比親雲上（『家譜（二）』蔡呈書の譜、三四九頁）。『宝案』では咸豐三年の存留通事のほか、咸豐十年の朝京都通事（第三集卷三）、同治三年の結状では正議大夫（第三集卷一〇）として名がみえる。

（2）武世英 『宝案』では咸豐三年の在船使者のほか、同治三年の結状に紫巾官奥原親方（第三集卷一〇）として名がみえる。

（3）李作信 咸豐三年の在船使者。

（4）金世宝 嘉慶七〜同治六年（一八〇二〜六七）。豊里里之子親雲上。久米村系金氏（安波連家）十五世。道光十年、読書習礼のため福建に赴き、翌年帰国。十八年の冊封のときには評価司として公務をこなし、二十六年には読書副師を勤めた。咸豐三年に接貢の総管（管船夥長）となる。咸豐五年に都通事、八年に中議大夫に陞る（『家譜（二）』九四頁）。

（5）金永保 咸豐三年（卷一九四）、五年（卷一九七）、七年（卷一九九）の管船直庫。

2-194-12

琉球国中山王世子尚泰より、八重山漂着の中国人苦力林王などを搭載した護送船の派遣に当たり、関係当局へ便宜供与要請のため、都通事鄭嘉政等に付した護照（執照）

（咸豐三《一八五三》、八、十五）

琉球国中山王世子尚（泰）、護照を給発して以て関津に憑らし